

市条例（現行）	都条例	法律（改正前）	備考
<p>前文</p> <p>全ての人は、基本的人権を有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有している。しかし、依然として障害のある人に対する誤解、偏見及び不当な差別的取扱いが存在し、これらが障害のある人の社会参加や自立を妨げる社会的障壁となっている。</p> <p>それに対して、市民一人一人が障害を理由とする差別を身近な問題として捉え、障害や障害のある人に対する理解を深め、適切な配慮について学び、実践することは、障害を理由とする差別を解消し、誰もが平等である小金井市を実現する第一歩となる。</p> <p>2006年12月に国際連合総会で障害者の権利に関する条約が採択され、我が国でも平成26年1月に批准された。さらに、国際連合の障害者の権利に関する条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成25年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が制定され、平成28年4月1日から施行された。これからは、これらの条約や法の下に、障害のある人もない人も共に考え行動し、社会の制度や在り方を見直していくことになる。</p> <p>私たちは、障害のある人もない人も等しく、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んじられ、相互に尊重し合いながら、共に学び、共に生きる小金井市の実現を目指して、この条例を制定する。</p>	<p>平成十八年、国際連合において、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利に関する条約が採択された。</p> <p>その後、我が国は、条約の締結に向けて、障害者基本法の改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定等、国内法の整備を進め、平成二十六年、障害者の権利に関する条約を締結した。</p> <p>しかしながら、今なお、障害及び障害者への誤解や偏見その他理解の不足により、障害者は、日常生活や社会生活の様々な場面において、障害を理由とする不当な差別的取扱いを受け、自立や社会参加が妨げられている。中でも、障害のある女性には、障害を理由とする差別と性に基づく差別という二重の差別を受ける場合がある。これら障害者が日常生活や社会生活で受ける差別や制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁によって作り出されているのであって、障壁を取り除くことは社会全体の責任である。</p> <p>多様性こそが都市としての発展の原動力であるとの認識の下、東京都は、障害及び障害者への都民の理解を深めるとともに、障害を理由とする不当な差別的取扱いを無くし、建設的な対話と合理的配慮の提供を通じ、社会的障壁の除去の取組を進めていかなければならない。</p> <p>ここに、障害者の権利に関する条約、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の理念の下、東京に暮らし、東京を訪れる全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、この条例を制定する。</p>		

市条例（現行）	都条例	法律（改正前）	備考
<p>（目的） 第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者に対する差別をなくすための取組に関し、基本理念を定め、小金井市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該取組に係る施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第一条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第十四条に規定する相談及び紛争の防止又は解決のための体制の整備（以下「体制整備」という。）並びに法第十五条に規定する啓発活動（以下「啓発活動」という。）の実施に関し必要な事項等を定めることにより、障害を理由とする差別を解消し、もって共生社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。</p>	

市条例（現行）	都条例	法律（改正前）	備考
<p>（定義） 第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>（定義） 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	
<p>（1） 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>	<p>一 障害者 身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>	<p>一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>	
	<p>二 事業者 法第二条第七号に規定する事業者のうち、都の区域内において商業その他の事業を行う者をいう。</p>	<p>七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。</p>	<p>市条例においては「事業者」の定義はない。</p>
<p>（2） 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p>	<p>三 社会的障壁 法第二条第二号に規定する、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p>	<p>二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p>	
		<p>三 行政機関等 （省略）</p>	
		<p>四 国の行政機関 （省略）</p>	
		<p>五 独立行政法人等 （省略）</p>	
		<p>六 地方独立行政法人 （省略）</p>	
<p>（3） 合理的な配慮 障害者が障害者でない者と等しく基本的人権を享有し、日常生活又は社会生活を営むために、障害者の求めに応じて必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。</p>			<p>【権利条約】 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。</p>
<p>（4） 差別 障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不当な取扱いをし、又はしようとすること、及び合理的な配慮をしないことをいう。</p>			<p>【権利条約】 障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。</p>

市条例（現行）	都条例	法律（改正前）	備考
<p>(5) 虐待 障害を理由として、排除、身体的及び心理的な暴力、心理的な外傷を与える言動、放置、不作為等の行為をすることをいう。</p>			<p>【障害者虐待防止法】</p> <p>一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。</p> <p>二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。</p> <p>五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。</p>
<p>(6) 共生社会 差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会をいう。</p>	<p>四 共生社会 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をいう。</p>		
	<p>五 障害の社会モデル 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいう。</p>		

市条例（現行）	都条例	法律（改正前）	備考
<p>（基本理念） 第3条 障害者に対する差別をなくすための取組は、共生社会を実現するためのものであり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、性別や年齢等にかかわらず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することを前提として行わなければならない。</p>	<p>（基本理念） 第三条 障害を理由とする差別の解消は、次に掲げる事項を基本理念（以下「基本理念」という。）として推進するものとする。 一 全て都民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されること。</p>		
	<p>二 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。</p>		市条例においては、「活動の機会の確保」は基本理念に含めていない。
	<p>三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話等を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。</p>		市条例においては、「意思疎通、情報の取得手段の選択の機会の提供」は基本理念に含めていない。
	<p>四 全て障害者は、障害のある女性が障害及び性別による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合等、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。</p>		市条例においては、「複合的な困難への配慮」は基本理念に含めていない。
<p>2 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と不可分のものとして行わなければならない。</p>	<p>五 障害を理由とする差別の解消は、障害及び障害者に対する誤解、偏見その他理解の不足の解消が重要であることに鑑み、多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識の下に、全ての都民が相互理解を進め、障害、障害者及び障害の社会モデルに関する理解を深めることを基本として推進すること。</p>		
<p>3 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民及び事業者がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。</p>			

市条例（現行）	都条例	法律（改正前）	備考
<p>（市の責務） 第4条 市は、法の趣旨及び前条に規定する基本理念にのっとり、その他の法令との調和を図りながら、差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。</p>	<p>（都の責務） 第4条 都は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別を解消するため、必要な体制整備を図るものとする。 2 都は、基本理念にのっとり、障害、障害者及び障害の社会モデルについて、都民及び事業者の関心と理解を深め、適切に行動するために必要な啓発活動を行うものとする。</p>	<p>（国及び地方公共団体の責務） 第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。</p>	
<p>（市民等の責務） 第5条 市民及び事業者は、共生社会を実現する上で差別の解消が重要であることに鑑み、差別の解消の推進に寄与する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>（都民及び事業者の責務） 第5条 都民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害、障害者及び障害の社会モデルについて自ら積極的に関心と理解を深めるとともに、都が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>（国民の責務） 第4条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。</p>	
	<p>（区市町村との連携） 第6条 都は、体制整備及び啓発活動を実施するときは、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）との連携に努めなければならない。 2 都は、区市町村が体制整備及び啓発活動を実施するときは、情報の提供及び技術的助言その他必要な支援を行うよう努めなければならない。</p>		<p>（改正法案） 第3条に次の1項が加わる。 2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。</p>
		<p>（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備） 第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。</p>	<p>市条例及び都条例ともに該当条文はない。 施設：第8条第7号が相当するか。 研修：第11条第2項が相当するか。 （児童のみ）</p>
		<p>第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。</p>	<p>市条例及び都条例ともに該当条文なし。 （改正法案） 第2項第4号を第5号とし、次の1号が加わる。 四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項</p>

市条例（現行）	都条例	法律（改正前）	備考
<p>（差別の禁止等） 第6条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。</p>	<p>（障害を理由とする差別の禁止） 第七条 都及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p>	<p>（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止） 第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>（事業者における障害を理由とする差別の禁止） 第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p>	<p>都条例においては主語を行政及び事業者としており、法律においては主語を行政と事業所に分けて別の条（第7条、第8条）を立てている。</p>
<p>2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について合理的な配慮をしなければならない。</p>	<p>2 都及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（知的障害、発達障害を含む精神障害等により本人による意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明を含む。）があった場合において、当該障害者と建設的な対話を行い、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</p>	<p>2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。</p>	<p>都条例においては主語を行政及び事業者としており、法律においては主語を行政と事業所に分けて別の条（第7条、第8条）を立てている。</p> <p>（改正法案） 第8条第2項について、「努めなければ」を「しなければ」に改める（努力義務→義務化）</p> <p>市条例においては、合理的配慮について第8条で改めて規定しており、市は義務、市民及び事業者は努力義務としている。</p>
<p>（虐待の禁止） 第7条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。</p>			

市条例（現行）	都条例	法律（改正前）	備考
<p>（合理的な配慮）</p> <p>第8条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。</p> <p>(1) 保育、教育及び療育の実施をするとき。</p> <p>(2) 居住する場所の確保及び居住の継続に係る支援を行うとき。</p> <p>(3) 就労に係る相談及び支援を行うとき。</p> <p>(4) 意思疎通を図るとき、及び不特定多数の者に情報を提供するとき。</p> <p>(5) 行事を開催するに当たり、情報の提供及び通信を行うとき。</p> <p>(6) 移動の支援を行うとき。</p> <p>(7) 道路、建物その他の施設の整備及び管理を行うとき。</p> <p>(8) サービスを提供するとき。</p> <p>(9) 防災に関する事業を実施するとき、及び災害が発生したとき。</p> <p>(10) その他社会的障壁が生じているとき。</p>		<p>（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）</p> <p>第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。</p>	<p>法第5条再掲</p> <p>※ 太字部分第7号に関連</p>
<p>2 市民及び事業者は、前項各号に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。</p>			<p>（改正法案）</p> <p>第8条第2項について、「努めなければ」を「しなければ」に改める（努力義務→義務化）</p> <p>※ 義務化の対象は事業者</p> <p>→ 次の三択が想定できる。</p> <p>①市民と事業者を項で分ける（事業者を第1項に移す）</p> <p>②努力義務のままとする</p> <p>③市民も義務化の対象とする</p>
		<p>（国等職員対応要領）</p> <p>第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。</p>	<p>市条例及び都条例ともに該当条文なし。</p>

市条例（現行）	都条例	法律（改正前）	備考
		<p>（地方公共団体等職員対応要領）</p> <p>第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。</p> <p>2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。</p> <p>4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。</p> <p>5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。</p>	<p>小金井市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年4月1日訓令第3号）</p>
		<p>（事業者のための対応指針）</p> <p>第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。</p>	<p>市条例及び都条例ともに該当条文なし。</p>
		<p>（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）</p> <p>第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。</p>	<p>市条例及び都条例ともに該当条文なし。</p>
		<p>（事業主による措置に関する特例）</p> <p>第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。</p>	<p>市条例及び都条例ともに該当条文なし。</p>

市条例（現行）	都条例	法律（改正前）	備考
<p>（情報伝達） 第9条 市は、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段（字幕、手話通訳、要約筆記、音声解説等をいう。以下同じ。）を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大の支援に努めるものとする。</p>	<p>（情報保障の推進） 第十五条 都は、障害者が円滑に情報を取得し、意思疎通ができるようになることは、障害者だけでなく都民及び事業者にとっても必要であるという認識に基づき、手話、筆談、点字、拡大文字、読み上げ、分かりやすい表現その他障害者が分かりやすく利用しやすい方法（以下「障害者に配慮した方法」という。）による情報の提供が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。 2 都は、関係機関と連携し、意思疎通を仲介する者の養成のために必要な施策を講ずるものとする。 3 都は、障害者が都政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障害者に配慮した方法によって情報の提供を行うものとする。</p>		
	<p>（言語としての手話の普及） 第十六条 都は、独自の文法を持つ手話は一つの言語であるという認識に基づき、都民及び事業者において言語としての手話の認識を広げるとともに、手話の利用が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。</p>		<p>※ 手話言語条例を代替できる条文の検討</p>
<p>（相互理解の促進） 第10条 市は、共生社会の実現に向けて、市民及び事業者が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。</p>		<p>（啓発活動） 第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。</p>	
<p>（教育） 第11条 市は、障害の有無にかかわらず、幼児、児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある幼児、児童及び生徒が個々に応じた教育及び療育を受けられるよう、合理的な配慮のために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（教育の推進） 第十七条 都は、障害、障害者及び障害の社会モデルに関する正しい知識を持つための教育が行われるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>（情報の収集、整理及び提供） 第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>	
<p>2 市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持ち、正しく理解するための教育が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。また、関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を図るものとする。</p>		<p>（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備） 第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。</p>	<p>法第5条再掲 ※ 太字部分が関連</p>

市条例（現行）	都条例	法律（改正前）	備考
<p>（特定相談） 第12条 障害者及びその関係者は、市に対し、障害者本人に係る差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。</p>	<p>（広域支援相談員） 第八条 法第十四条の規定による相談に的確に応ずるため、広域支援相談員を置く。</p>	<p>（相談及び紛争の防止等のための体制の整備） 第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。</p>	
<p>2 市は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。 （1） 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。 （2） 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。 （3） 関係行政機関への紹介を行うこと。 （4） 次条の申立てに関する援助を行うこと。</p>	<p>2 広域支援相談員は、障害を理由とする差別の解消に関する知識及び経験を有する者のうちから、知事が任命する。 3 広域支援相談員は、次に掲げる職務を行う。 一 障害者及びその家族その他関係者並びに事業者からの障害を理由とする差別に関する相談に応じ、区市町村等と連携して、必要な助言、調査、情報の提供及び関係者間の調整を行うこと。 二 区市町村における障害を理由とする差別に関する相談の解決を支援するため、相互の連携を図るとともに、必要な助言、調査、情報の提供及び関係者間の調整を行うこと。 三 障害を理由とする差別に係る相談の情報の収集及び分析を行うこと。</p>		
<p>3 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条の2の基幹相談支援センターに、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を委託することができる。</p>			
<p>4 特定相談の事務に従事する者又は特定相談の事務に従事していた者は、特定相談の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p>	<p>4 広域支援相談員は、前項各号に掲げる職務を公正中立に行わなければならない。</p>		

市条例（現行）	都条例	法律（改正前）	備考
<p>（助言又はあっせんの申立て）</p> <p>第13条 障害者は、自己に対する差別に該当すると思われる事案（以下「対象事案」という。）があるときは、市長に、解決するための助言又はあっせんの申立てをすることができる。</p>	<p>（あっせんの求め）</p> <p>第九条 障害者並びにその家族及び後見人その他障害者を現に保護する者は、第七条各項の規定に違反する取扱いを受けたと認める場合で、第八条第三項の規定により相談を行い、当該相談について広域支援相談員が対応してもなおその解決が見込めないときは、知事に対し、紛争の解決のために必要なあっせんを求めることができる（以下「あっせんの求め」という。）。</p>		
<p>2 障害者の保護者又は養護者、障害者に関する事業者又は関係機関その他関係者は、当該障害者に代わり、前項の申立てをすることができる。ただし、当該障害者の意に反するおそれがあると認められるときは、申立てをすることができない。</p>			
<p>3 前2項の規定にかかわらず、対象事案が次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の申立てをすることができない。</p> <p>（1）行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであるとき。</p> <p>（2）前2項の申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。）。</p> <p>（3）現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、あっせんを求めることができない。</p> <p>一 行政庁の処分又は職員の職務の執行に関する場合であって、他の法令等に基づく不服申立て又は苦情申立て等を行うことができるとき。</p> <p>二 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するとき。</p> <p>三 同一の事案について、過去に前項の規定によるあっせんの求めを行ったことがあるとき。</p> <p>四 障害者の家族及び後見人その他障害者を現に保護する者が前項の規定によるあっせんの求めを行う場合において、当該あっせんの求めが当該障害者の意に反するとき。</p>		
<p>4 対象事案が前項第3号に該当することとなったときは、当該申立ては、取り下げられたものとみなす。</p>			
<p>（対象事案の調査）</p> <p>第14条 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、対象事案について、相談支援事業者（市から委託を受けて障害者総合支援法第77条第1項第3号に規定する事業を行う者をいう。）と連携し、調査を行うことができる。この場合において、対象事案において差別したとされる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。</p>	<p>（事実の調査）</p> <p>第十条 知事は、前条第一項の規定によるあっせんの求めがあったときは、その職員（広域支援相談員を含む。この条において同じ。）に、当該あっせんの求めがあった事案（以下「紛争事案」という。）に係る事実を調査させるものとする。</p> <p>2 紛争事案の当事者（前条第一項の規定によるあっせんの求めを行った者及び当該あっせんの求めにおいて第七条各項の規定に違反する取扱いを行ったとされた事業者をいう。以下同じ。）その他関係者（以下「関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 第一項の調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。第十一条第五項の規定による調査をする場合も、同様とする。</p>		
<p>2 市長は、前項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告することができる。</p>			

市条例（現行）	都条例	法律（改正前）	備考
<p>（助言及びあっせん） 第15条 市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき設置する小金井市地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）に対し、助言又はあっせんを行うことについて意見を求めるものとする。</p>	<p>（あっせん） 第十一条 知事は、前条第一項の調査の結果に基づき、都民への影響が大きい事案であり、紛争事案の解決のために必要があると認められるときは、次項各号に該当する場合を除き、東京都障害を理由とする差別解消のための調整委員会（以下「調整委員会」という。）にあっせンを付託するものとする。</p>		<p>※ 「差別解消委員会」を明記するか</p>
<p>2 自立支援協議会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明もしくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p>	<p>2 調整委員会は、前項の規定によるあっせんの付託があったときは、次に掲げる場合を除き、あっせんを行うものとする。 一 紛争事案について、第九条第一項の規定に基づきあっせんの求めを行った者が、自らあっせんの求めを取り下げる意思を示した場合等、あっせんの必要がないと認めるとき。 二 紛争事案について、法第十四条の規定に基づき国又は他の地方公共団体が現に紛争の防止又は解決を図っている場合等、あっせんを行うことが適当でない認めるとき。 3 調整委員会は、紛争事案の解決のために必要があると認めるときは、当該紛争事案の当事者及び関係者に対し、必要な調査を行うことができる。 4 第十条第三項前段の規定は、前項の調査について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十一条第三項」と、「職員」とあるのは「調整委員会の委員」と読み替えるものとする。 5 調整委員会は、必要があると認めるときは、知事に第三項の調査の全部又は一部を行わせることができる。この場合において、知事は、第十条第一項に規定する職員に当該調査を行わせるものとする。</p>		
<p>3 市長は、第1項の規定による自立支援協議会の意見に基づき、助言又はあっせんを行うことが適当であると判断したときは、対象事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。</p>	<p>6 紛争事案の当事者及び関係者は、正当な理由がある場合を除き、第三項の規定による調査（前項の規定により知事はその全部又は一部を行う場合を含む。次条において同じ。）に協力しなければならない。 7 調整委員会は、紛争事案の解決のため必要なあっせん案を作成し、これを紛争事案の当事者に提示するものとする。 8 あっせんは、次のいずれかに該当したときは、終了する。 一 あっせんにより紛争事案が解決したとき。 二 あっせんによっては紛争事案の解決の見込みがないと認めるとき。 9 調整委員会は、第二項各号に該当する場合としてあっせんを行わないこととしたとき又は前項の規定によりあっせンを終了したときは、その旨を知事に報告するものとする。</p>		

市条例（現行）	都条例	法律（改正前）	備考
<p>（勧告） 第16条 市長は、前条第3項の規定により助言又はあつせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあつせんに従わないときは、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあつせんに従うよう勧告することができる。</p>	<p>（勧告） 第十二条 調整委員会は、知事に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告を求めることができる。 一 前条第二項の規定によりあつせんを行った場合において、当該事業者が、正当な理由なく、あつせん案を受諾せず、又は受諾したあつせん案に従わず、これを放置することが障害を理由とする差別の解消の推進に著しい支障があると認められるとき。 二 当該事業者が、正当な理由なく前条第三項の調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。 三 前条第三項の調査に対し、当該事業者が虚偽の資料を提出し、又は虚偽の説明を行ったとき。 2 知事は、前項の規定による勧告の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対して、障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p>		
	<p>（公表） 第十三条 知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。 2 知事は、前項の規定による公表に当たっては、あらかじめ、当該勧告を受けた事業者に対し、公表をしようとする旨を通知し、当該事業者又はその代理人の出席を求め、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。 3 知事は、第一項の規定による公表に当たっては、あらかじめ、第九条第一項の規定によるあつせんの求めを行った者及び調整委員会の意見を聴くことができる。</p>		

市条例（現行）	都条例	法律（改正前）	備考
	<p>（調整委員会）</p> <p>第十四条 あっせんの求めがあった事案の解決を図るため、公正中立な調査審議及びあっせんを行う知事の附属機関として、調整委員会を置く。</p> <p>2 調整委員会は、紛争事案の公正中立な調査審議及びあっせんを行うことができ、障害者の権利擁護について優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する十五名以内の委員で組織する。</p> <p>3 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>4 委員は、非常勤とする。</p> <p>5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>6 第二項から前項までに定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。</p>	<p>（障害者差別解消支援地域協議会）</p> <p>第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。</p> <p>2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。</p> <p>一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体</p> <p>二 学識経験者</p> <p>三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者</p> <p>（協議会の事務等）</p> <p>第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。</p> <p>2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。</p> <p>3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。</p> <p>4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。</p> <p>5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。</p> <p>（秘密保持義務）</p> <p>第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>（協議会の定める事項）</p> <p>第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</p>	
	<p>（事業者による取組の支援）</p> <p>第十八条 都は、事業者による共生社会の実現に向けた自主的な取組を促進するため、先進事例の収集及び公表その他の情報の提供並びに技術的助言並びに障害者と事業者との連携の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>		
		<p>（主務大臣）</p> <p>第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。</p> <p>（地方公共団体が処理する事務）</p> <p>第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。</p>	

市条例（現行）	都条例	法律（改正前）	備考
<p>（委任） 第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>（委任） 第十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、東京都規則で定める。</p>	<p>（政令への委任） 第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。</p>	
	<p>（罰則） 第二十条 第十四条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	
		<p>第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。</p>	
<p>付 則 （施行期日） 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。</p>	<p>1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。</p>	<p>第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。</p>	
		<p>（基本方針に関する経過措置） 第二条 （省略） （国等職員対応要領に関する経過措置） 第三条 （省略） （地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置） 第四条 （省略） （対応指針に関する経過措置） 第五条 （省略） （政令への委任） 第六条 （省略）</p>	
<p>（検討） 2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>2 都は、社会環境の変化及びこの条例の規定の施行の状況その他障害を理由とする差別の解消の推進の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>（検討） 第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。</p>	
		<p>（障害者基本法の一部改正） 第八条 （省略） （内閣府設置法の一部改正） 第九条 （省略）</p>	